

48 学則改正に関する認可申請書進達願 (大正二年七月)

進達願

(欄外注記1)

(別紙第四式經由印ヲ捺シ神田区へ送附スルモノトス)

(欄外注記2) 別紙文部大臣宛学則改正ニ関スル認可申請書尙通御進達被下度此段奉願候

大正二年七月十一日

私立中央大学長

岡村輝彦

(欄外注記3)

東京府知事 宗像 政殿

(別紙第三式經由印ヲ捺シ文部大臣へ進達スルモノトス)

前書出願ニ付奥印候也

大正二年七月拾壹日

東京市神田区長 小原八十吉

(改正之分)

私立中央大学学則

私立中央大学学則

第一章 総則

第一条 本大学ハ法律、政治、経済及ヒ商業ニ関スル高等専門

ノ学術ヲ教授スル所トス

第二条 本大学ニ大学部、専門部、研究科及ヒ大学予科ヲ置ク

第三条 大学部ハ大学予科ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等ノ学

力ヲ有シ且ツ第五十条ノ資格ヲ有スル者ヲ入学セシメ法律、

政治、経済及ヒ商業ニ関スル高等専門ノ学術ヲ教授シ英語若

クハ独逸語ニ依リテ外国法ヲ参加講修セシム

専門部ハ第四十一条ニ定ムル所ノ学力ヲ有スル者ヲ入学セシ

メ専ラ邦語ヲ以テ法律、政治、経済及ヒ商業ニ関スル高等專

門ノ学術ヲ教授ス

研究科ハ大学部、専門部ノ卒業生ヲ入学セシメ既修ノ学科ニ

付キ尚ホ深遠ナル研究ヲ為サシム

予科ハ第五十条ノ資格ヲ有スル者ヲ入学セシメ本科ニ入ルニ

必要ナル高等ノ普通学科ヲ教授ス

第四条 大学部及ヒ専門部ノ修業年限ヲ三ヶ年トシ学級ヲ分テ

第一等級、第二等級、第三等級トス

学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第五条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日 至九月十日

自十二月二十六日 至一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日(十一月)

第六条 本大学学生ハ徴兵令第十三条ノ特例ヲ受ケ在学中ハ徴

集ヲ猶予セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得但別科生

及ヒ別科卒業生ニシテ研究科生タルモノハ此限ニ在ラス

第七条 各科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

商科

科目	級別	第一年	第二年	第三年
簿記及会計学		簿記及会計学	同上	同上
商業実務		商業実務	同上	同上
商工経営論及 内外商業事情		同上	商工経営論及内外 商業事情	同上
売買及取引所		売買及取引所	同上	同上
銀行			銀行(貨幣及信 用ヲ含ム)	
保険			保險	
鐵道			鐵道	
海運			海運	
商學		商學		
商地理		商地理		
商業史		商業史		
法律学		民法	同上	
経済学		經濟学	同上	
財政学			財政学	
殖民政学			殖民政学	
統計学		統計学		
英語		英語	同上	
演習科			商業演習	
工業通論		工業通論		
随意图			破産法(意隨)	
			國際法(意隨)	

第二節 入学、退学

第十一条 大学部ニ入学ヲ許スハ年齢十八年以上ノ男子ニシテ
本大学予科卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有シ且ツ第五十条
ノ資格ヲ有スル者トス

第十二条 本大学ト同等ノ専門学校第二学年以上ニ在学シ且ツ
第五十条ノ資格ヲ有スル者転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学級

ニ編入ス但本大学ノ学科課程中他校ニ於テ修習セザリシモノ
アルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学教
務係ニ差出スヘシ但入学試験ヲ受ケントスル者ハ申込ト同時
ニ受験料金一円ヲ納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎年一回九月ヨリ十月ニ涉リ其期
間ヲ三十日トス但本大学ト同等ノ専門学校ヨリ転学スル者ハ
此限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ必ス教務係ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年人者タルコト
ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付キ其責ニ任スヘキ
モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ヲ変更シタル
トキ亦同シ

第十八条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿五个月以上
修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連
署ノ上学長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ
得

第十九条 休学ヲ許可シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入
テ修学スルモノトス但休学年間ト雖モ其事故止ミタルトキハ
学長ノ許可ヲ得テ教場ニ出席スルコトヲ得

第二十条 学生休学中ハ、授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ、休学ノ月ヨリ之ヲ停止ス

第二十一条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ、其間第十八条ノ規定ニ準シテ休学シ、満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

コトヲ得

第二十二条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ、保証人連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ニ掲ケタル者ハ、学籍ヨリ除名スヘシ

一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ハラズ引続キ一介年間欠席シ又ハ正当ノ事由ナク一介月以上欠席シタル者

第二十四条 第十一章ノ規定ニ依リ退学ニ処セラレタル者四介月以上ヲ経過シ改善ノ実アリト認めタルトキハ、特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 毎学年ノ終ニ於テ学年試験ヲ举行ス、但試験期日ハ

試験開始ノ三十日前マテニ之ヲ揭示ス

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記及ヒ口述トス

第二十七条 一科目ノ満点ヲ一百点トシ、各科目四十点以上平均

六十点以上ヲ得タルモノヲ以テ及第トス

第二十八条 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ヲ完了

セサル者ノ為メ、次学年ノ始ニ於テ追試験ヲ举行ス、但手数料ト

シテ金二円ヲ納メシム

第二十九条 追試験ヲ受クル者ハ、前ノ試験ニ六十点以上ヲ得タ

ル科目ノ試験ヲ受ケサルコトヲ得

第三十条 試験成績ハ、学業ノ優劣ニ從ヒテ列叙セル席次表ニ、各科平均得点数ヲ附記シテ之ヲ揭示ス

第四節 学費

第三十一条 大学部ニ入学スル者ハ、入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ、一学年金三十円トシ、之ヲ左ノ二期ニ徴収ス、但シ当分ノ内月割金三円ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期 九月(金十五円) 第二期 二月(金十五円)

第三十三条 学生ノ中途ニ入学シ、若クハ退学スルモノハ、特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十四条 学生在学中ハ、全月欠席シタルトキト雖モ、授業料ヲ免除セス

第三十五条 授業料ヲ月割分納スル者ハ、翌月分ヲ前月末日マテニ会計係ニ納付シ、之ト引替ニ聴講券ヲ受取ルヘシ

第三十六条 既ニ納付シタル授業料ハ、中途退学スルモノ之ヲ返付セス

第三十七条 授業料ニ滞納アル者ハ、完納ノ上ニアラサレハ、学年試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 専門部

第一節 分科、学科課程

第三十八条 専門部ニ左ノ三科ヲ置ク

一 法科

二 經濟科

三 商科

第三十九条 専門部ニ於テ教授スル学科課程左ノ如シ

法科

科目	級別	第一	第二	第三
法学通論	第一	法学通論		
憲法	第一	憲法		
行政法	第一			行政法
民法	第一	民法總論、物權法、債權法、親族法	物權法、債權法、相統法	行政法
商法	第一	刑法	商法總論、會社法、商行為論、手形法	海商法、保險法
刑法	第一	刑法汎論	刑事訴訟法	
破産法	第一		民事訴訟法	破産法
經濟法	第一	經濟學		破産法
國際法	第一		國際公法	國際私法
實習科	第一	羅馬法、論理學	刑法実習、私法実習、民法実習	國際私法
隨地隨時科	第一		比較憲法	法理學

經濟科

科目	級別	第一	第二	第三
經濟學	第一	經濟學通論		
財政學	第一	統計學		信用並銀行論、商業政策、殖民政策、社會政策及工業政策、保險政策
統計學	第一	簿記學	人口及經濟統計學	計理學
經濟學	第一	經濟史及經濟學史		
經濟貨物論	第一	經濟貨物論		
經濟地理	第一	經濟地理		

科目	級別	第一	第二	第三
民法	第一	民法總論、物權法	物權法、債權法	海商法、保險法
商法	第一	商法總論、會社法、商行為論、手形法	國際公法	行政法
國際法	第一		國際私法	國際私法
政治學	第一		政治史	政治學
外交史	第一			外交史
社會學	第一	社會學		
商業實務	第一		商業實務	
英語	第一	英語		

◎經濟科ニ於テハ學生ノ志望ニ依リ第二級以上政治史、外交史、政治學ト簿記、計理學、商業實務トヲ選択セシム

商科

科目	級別	第一	第二	第三
簿記及會計學	第一	簿記及會計學		
商業實務	第一	商業實務		
商業地理	第一		商業地理	
商業史	第一		商業史	
經濟學	第一	經濟學		
財政學	第一			殖民政策
統計學	第一	統計學		
英語	第一	英語		
銀行	第一	銀行(貨幣及信)		
保險	第一			保險
鐵道	第一		鐵道	
海運	第一			海運
商業	第一	商業		
商業實務	第一	商業實務		
簿記及會計學	第一	簿記及會計學		
商業實務	第一	商業實務		
商業地理	第一		商業地理	
商業史	第一		商業史	
經濟學	第一	經濟學		
財政學	第一			殖民政策
統計學	第一	統計學		
英語	第一	英語		

演習科 工業通論 工業通論	商業演習 破産法 <small>(意)</small>
隨意科 國際法 <small>(意)</small>	

第二節 入学、退学

第四十条 専門部ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム
第四十一条 専門部ノ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種トス

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スル者トス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格證書ヲ有スル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者、特ニ経済科及商科ニ限り甲種商業学校ヲ卒業シタル者

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大学ニ於テ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタル者トス但其履歴ニ依リ特ニ

国語、漢文、数学ノ三科目ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ
第四十二条 専門部二年級以上ニ編入スルニハ前条ノ資格ヲ有シ尚ホ前各級ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス但

編入試験手数料ハ金一円トス
第四十三条 専門部正科ノ入学期ハ毎年一回九月ヨリ十月ニ涉リ其期間ヲ三十日トシ別科生ハ随時入学ヲ許ス

第四十四条 第十二条、第十三条、第十五条乃至第二十四条ハ専門部学生ニモ之ヲ適用ス

第三節 試験

第四十五条 専門部ノ試験ニ関シテハ第二章第三節ヲ適用ス

第四節 学費

第四十六条 第三十一条乃至第三十七条ハ専門部学生ニモ之ヲ適用ス

第四章 予科

第一節 学科課程

第四十七条 予科ノ学科課程左ノ如シ

予科学科課程表

科目	級別	第一学期			第二学期			第三学期		
		業時数	毎週授	業時数	毎週授	業時数	毎週授	業時数	毎週授	
修身			一							
国語、漢文			六							
外国語 <small>(英語、漢語、独語)</small>			八							
数学			一							
歴史、地理			一							
物理、化学			二							
博物			二							
法学通論 <small>(経済、政治、商業、通論)</small>			二							
論理学			二							
合計		三三		三五		三五		三五		

◎学科及ヒ毎週授業時数ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ

但一週授業時数ハ各科ヲ通シテ二十八時間ヲ下ルヲ得ス

◎地理、物理、化学、博物ノ四科ハ場合ニ依リ其中ノ一科若クハ数科ヲ欠キ又ハ之ヲ随意科目ト為スコトアルヘシ

第二節 学期

第四十八条 予科ノ修業期ヲ分テ三学期トス

第一期 自四月一日至七月十日

第二期 自九月十一日至翌年二月二十八日
 第三期 自三月一日至七月十日

第三節 入学、退学

第四十九条 入学期ハ毎学期ノ始トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校卒業業者

二 師範学校卒業業者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

四 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

第五十一条 第十二条、第十三条、第十五条乃至第二十四条ハ予科学生ニモ之ヲ適用ス

第四節 試験

第五十二条 第二章第三節ハ之ヲ予科ニ準用ス

第五節 学費

第五十三条 予科ニ入学スル者ハ入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第五十四条 授業料ハ第一期金九円第二期金十八円第三期金十二円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス但当分ノ内月割金三円ツツ分納スルモ妨ナシ

第一期四月(金九円) 第二期九月(金十八円) 第三期三月(金十二円)

第五十五条 第三十三条及至第三十七条ハ予科学生ニモ之ヲ準用ス

第五章 研究科

第五十六条 研究科ハ大学部、専門部ノ卒業業者ニシテ既修ノ学科ニ付キ尚ホ深遠ナル研究ヲ為シ又ハ外国語ニ依リ深ク法律ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第五十七条 研究科ノ修業課目ハ左ノ十科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 民事訴訟法 国際法
 法理学 経済学 商業学

第五十八条 修業年限ハ一年以上三年以下トス

第五十九条 入学期ハ毎年九月トス但臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第六十条 研究科ハ大学部、専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス同等学校卒業業者若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者亦同シ

第六十一条 本則第六条、第十五条乃至第二十四条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第六十二条 研究科ノ授業料ハ一个年金二十円トシ分納額一个

月金二円トス但学費納付ノ手續ハ一般ノ学則ニ依ル

第六十三条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル講師ノ指導ニ從ヒ專攻ノ学科ヲ研究スルモノトス
但一般学生ノ為メニスル講義ハ任意聴聞スルコトヲ得

第六十四条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス

卒業論文ハ二人以上ノ指導講師之ヲ批判ス

第六十五条 落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応ス

ルコトヲ得

第六十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金五

円ヲ納ムヘシ

第六十七条 研究科ノ試験ニ及第タル者ニハ其專攻ニ係ル学

科ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 選科聴講

第六十八条 本大学課程中一科目又ハ数科目ヲ選ヒテ聴講セン

ト欲スル者アルトキハ銓衡ノ上各科ノ定員ヲ超エサル範囲内

ニ於テ其聴講ヲ許ス

聴講料ハ一科目一个月金五十錢トシ一科目ヲ加フル毎ニ金三

十錢ツツヲ増ス但一科目トハ第十条第三十九条及第四十七条

ノ定ムル所ニ依リ一級中ノ一科目ヲ指スモノトス

第六十九条 前条ノ規定ニ依リ聴講スル者ニハ本章特ニ定ムル

モノノ外一般ノ学則ヲ準用ス

第七章 外国語専修科

第七十条 外国語ヲ研究セント欲スル者ノ為メ本大学ニ附属シ

テ外国語専修科ヲ置ク

第七十一条 外国語専修科ハ英語及独逸語ノ二科トス

其学科課程表左ノ如シ

学科	学期	第一学 期	第二 学期	第三 学期	第四 学期	科 別
英 語	講方、書取、 會話、作文、 文法、訳解、 読方、書取、 會話、作文、 文法、訳解、	一八	同上	同上	同上	英 修 科
	講方、書取、 會話、作文、 文法、訳解、 読方、書取、 會話、作文、 文法、訳解、	一八	同上	同上	同上	独 逸 語 修 科

備考

一、毎週授業時数ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ但一週
十時間ヲ下ルヲ得ス

二、本表ノ外漸次其科目ヲ増加スルモノトス

第七十二条 外国語専修科ノ定員ハ四百名以内トス其入学者ノ

資格ニ付テハ第四十一条第二号ニ依ル

第七十三条 修業期ヲ四学期(二年)ニ分チ毎学期ノ始ヲ入学

期トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第一学期 自九月十一日至十二月二十五日

第二学期 自一月八日至七月十日

第三学期 自九月十一日至十二月二十五日

第四学期 自一月八日至七月十日

第七十四条 第十三条、第十五条及至第廿四条ハ之ヲ外国語専

修科学生ニ準用ス

第七十五条 外国語専修科ノ授業料ハ第一学期金四円第二学期

金六円第三学期金四円第四学期金六円トシ分納額一个月金一

円トス但授業料納付ノ手續ハ一般ノ学則ニ依ル

第七十六条 外国語専修科ニ於テハ第四学期ノ終ニ卒業試験ヲ

挙行ス但試験ニ付テハ一般ノ学則ヲ準用ス

第八章 給費生及ヒ特待生

第七十七条 学生中学術優等品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第七十八条 給費生ハ当該学年間年額二百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第七十九条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

第九章 貸費生及ヒ留學生

第八十条 貸費ハ本大学貸費並ニ寄附貸費ノ二種トス

第八十一条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年間年額金二百円以内ヲ貸与スヘシ

第八十二条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ從ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第八十三条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第八十四条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第八十五条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一ケ年目ヨリ起算シ貸費ヲ受ケタルト等シキ期間内ニ於テ其金額ヲ月賦返納スヘシ

第八十六条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ止ム

第八十七条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廢学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第八十八条 本大学卒業生ニシテ學術優等品行方正将来有望ノ者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ留學生ニ關スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第八十九条 本章ノ規定ハ之ヲ予科學生ニ適用セス

第十章 学生心得

第九十条 教場ニ出席スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第九十一条 教場ニ出席スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命ス

第九十二条 聴講券ヲ遺失シタルトキハ其旨ヲ會計係ニ届出テ再ヒ之ヲ申受クヘシ但其再渡ヲ請フ者ハ手数料トシテ金二十錢ヲ納ムヘシ

第九十三条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雜談喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第九十四条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ講師ノ許可ヲ受クヘシ

第九十五条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第九十六条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但疾病ノ為メ七日以上欠席スルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第九十七条 欠席届出ノ日數ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ經過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第十一章 懲罰

第九十八条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シタル者ハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第九十九条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良、改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第一百条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

第十二章 補則

第一百一条 本大学ノ編入試験ニ依リ第二等級以上ニ入学シ所定ノ試験ヲ經テ卒業シタル者ニシテ判事檢事登用第一回試験ヲ受ケントスルトキハ必ス其在学年数三学年ニ滿ソルマテ補修スルヲ要ス

第一百二条 補修学生ハ本大学ノ指定スル学科ニ付キ修習スルモノトス

(欄外注記1)

「判決七月十二日」「施行七月十四日」

(欄外注記2)

「大正二年十月十六日」「完結」
「内務部長(平田印)・学務課長(舟橋印)・主任(岩佐印)・(大嶋印)」

(欄外注記3)

「内務部長(平田印)・学務課長(代・大嶋印)・主任(岩佐印)」

(「旧規定」は省略)